

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、流山市文化芸術振興条例（平成26年流山市条例第39号）第4条第1項の規定に基づき文化芸術の推進に資するとともに、市民等交流の進展を図るため、流山市おおたかの森ホール（以下「おおたかの森ホール」という。）を設置する。

(位置)

第3条 おおたかの森ホールの位置は、次のとおりとする。

流山市東初石5丁目182番地の29

(事業)

第4条 おおたかの森ホールは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽その他の文化芸術に関する事業
- (2) 講演会、展示会等を通じた市民等の交流に関する事業
- (3) おおたかの森ホールの設置目的を達成するための施設の提供に関する事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第5条 市は、おおたかの森ホールの設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）におおたかの森ホールの管理を行わせるものとする。

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) おおたかの森ホールの施設、駐車場及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (2) 第4条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 第9条に規定する事前予約に関すること。

- (4) 第10条に規定する使用の許可に関する事。
- (5) 第11条に規定する使用の制限に関する事。
- (6) 第12条に規定する使用の許可の取消し等に関する事。
- (7) 第14条に規定する使用期日の変更等に関する事。
- (8) 第16条に規定する模様替え等の許可に関する事。
- (9) 第19条から第21条までに規定する利用料金の收受、減免及び還付に関する事。

(使用時間)

第7条 おおたかの森ホールの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 おおたかの森ホールの休館日は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(事前予約)

第9条 おおたかの森ホールの施設を使用しようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、当該施設の事前予約をすることができる。

(使用の許可)

第10条 施設等を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第11条 指定管理者は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) おおたかの森ホールの設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 施設等及び展示資料を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第10条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第10条第2項の規定による使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第13条 おおたかの森ホールの施設は、同一使用者が同一施設を引き続き14日間まで使用することができる。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用期日の変更等)

第14条 使用者は、その使用日若しくは使用区分を変更し、又は使用の取り消しをしようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(模様替え等)

第16条 使用者が、施設等の使用に際しこれを模様替えし、又は新たな設備を付加しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第17条 使用者は、施設等の使用を終了したとき(第12条の規定により、施設等の使用の許可の取消し又は禁止があったときを含む。)は、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、故意又は過失により、施設等を損傷し、又は滅失

したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第19条 施設等の使用者は、当該使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、使用者から第10条第1項の規定により使用の許可に係る申請の際、指定管理者が指定する日までに支払わなければならない。ただし、国及び地方公共団体が使用する場合は、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める額（同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第20条 指定管理者は、教育委員会規則に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第21条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則に定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。

(2) 公用又は公共用その他やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。

(3) 使用者が施設の利用の取消しを申し出た日から使用期日までの日数が15日を超えるとき。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者がおおたかの森ホールの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 おおたかの森ホールの使用等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第19条関係）

1 おおたかの森ホール施設利用料金表（単位：円）

施設		使用区分			
		午前	午後	夜間	終日
ホール	平日	21,200	36,200	42,600	100,000
	土日・休日	25,500	43,400	51,100	120,000
楽屋 (小1、小2)	平日	270	460	560	1,290
	土日・休日	330	560	650	1,540
楽屋(個室)	平日	380	650	770	1,800
	土日・休日	450	780	930	2,160
楽屋(大1)	平日	480	820	970	2,270
	土日・休日	580	990	1,150	2,720
楽屋(大2)	平日	480	820	940	2,240
	土日・休日	570	970	1,140	2,680
リハーサル室	平日	3,870	6,580	7,760	18,210
	土日・休日	4,650	7,910	9,290	21,850
スタジオ1	平日	1,160	1,970	2,340	5,470
	土日・休日	1,400	2,380	2,780	6,560
スタジオ2	平日	1,150	1,960	2,300	5,410
	土日・休日	1,380	2,350	2,760	6,490
会議室1	平日	540	920	1,100	2,560
	土日・休日	650	1,110	1,310	3,070
会議室2	平日	830	1,410	1,660	3,900
	土日・休日	1,000	1,700	1,980	4,680

備考

1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午

後 5 時までを、「夜間」とは午後 6 時から午後 10 時までをいう。

- 2 ホールを使用する場合の利用料金には、ホワイエの使用を含む。
- 3 ホワイエを単体で使用する場合の利用料金は、ホールの利用料金に 100 分の 40 以内で指定管理者が定める割合を乗じて得た額に相当する額(10 円未満の端数を生じたときはその額を切り捨てた額)とする。
- 4 この表に掲げる料金の区分を超えてホールを使用する場合の利用料金の上限額は、30 分(超える時間が 30 分未満であるとき、又は 30 分未満の端数があるときは、これを 30 分とみなす。)までごとに、その直前の利用料金の区分に係る規定の利用料金の上限額の 30 分当たりの料金に 100 分の 130 を乗じて得た額に相当する額(10 円未満の端数を生じたときはその額を切り上げた額)の料金とする。
- 5 本市の市民以外の者が使用する場合の利用料金は、規定の利用料金に 100 分の 130 を乗じて得た額に相当する額(10 円未満の端数を生じたときはその額を切り捨てた額)の料金とする。この場合において、備考の 3 又は 4 のいずれかに該当する場合は、当該規定を適用して得た額の合計額に、100 分の 130 を乗じて得た額に相当する額(10 円未満の端数を生じたときはその額を切り捨てた額)の料金とする。
- 6 営利団体が営利を目的として使用する場合、営業の宣伝その他これに類する目的で使用する場合の利用料金は、規定の利用料金に 100 分の 150 以内で指定管理者が定める割合を乗じて得た額に相当する額(10 円未満の端数を生じたときはその額を切り捨てた額)とする。
- 7 午前及び午後、午後及び夜間、又は午前・午後及び夜間について使用の許可を受けたものは、それぞれ正午から午後 1 時まで、午後 5 時から午後 6 時まで、又は正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までの間においても、使用することができる。
- 8 開館時間の変更に伴い、区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。
- 9 楽屋は、ホールを使用する場合に限り使用することができる。
- 10 利用料金の額には、消費税額及び地方消費税額の合算額に相当する額を含む。

2 駐車場利用料金表

施設名	料金
駐車場	駐車からの時間が30分ごとに 500円

備考

利用料金の額には、消費税額及び地方消費税額の合算額に相当する額を含む。

3 附属設備利用料金表

区分	附属設備名		単位	1回の利用料金 (円)
ホール用	ピアノ	スタインウェイフルコンサートピアノ	1台	13,000
		ヤマハフルコンサートピアノ	1台	8,000
	ビデオプロジェクター		1台	3,240
リハーサル室用	ピアノ	ヤマハフルコンサートピアノ	1台	6,000
スタジオ用	ピアノ	アップライトピアノ (付属椅子あり)	1台	1,080
		スタジオ音響セット		1式
	ドラムセット		1式	640
	ギターアンプ		1台	640
	ベースアンプ		1台	640
	デジタルピアノセット (付属椅子あり)		1式	640
共通	ピアノ用	補助ペダル	1台	100

	補助台	1 台	1 0 0
	調律料	1 回	実費
指揮者台		1 台	5 4 0
譜面台	指揮者用	1 台	2 1 0
	演奏者用	1 台	1 0 0
椅子	演奏者用	1 脚	2 1 0
	ピアノ用（背付）	1 脚	2 1 0
	ピアノ用（背無）	1 脚	5 4 0
	コントラバス用（背付）	1 脚	2 1 0
	コントラバス用（背無）	1 脚	3 2 0
	チェロ用	1 脚	2 1 0
	客席用	5 脚	1 0 0
譜面灯		1 灯	1 0 0
机		1 台	2 1 0
演台（花台付）		1 式	1 , 0 8 0
司会者台		1 台	5 4 0
仮設舞台		1 式	2 , 1 6 0
平台（大）		1 台	3 2 0
平台（中）		1 台	2 1 0
平台（小）		1 台	1 0 0
金屏風		1 双	1 , 6 2 0
緋毛氈		1 枚	1 0 0
上敷ござ		1 枚	1 0 0
地絨		1 枚	5 4 0
吊看板		1 式	2 1 0
高座用座布団		1 枚	1 0 0
長布団		1 枚	1 0 0
上敷き		1 枚	1 0 0
表彰盆		1 台	1 0 0
水差し		1 組	1 0 0

	めくり台	1 台	1 0 0	
	バレエ用シート	1 本	5 4 0	
	ビデオプロジェクター	1 台	2, 1 6 0	
	可搬式スクリーン	1 式	1, 0 8 0	
	展示パネル	1 台	3 2 0	
	展示パネル用照明	1 個	1 0 0	
	市旗	1 枚	1 0 0	
	国旗	1 枚	1 0 0	
照明設備	調光装置	1 式	2, 1 6 0	
	アッパーホリゾントライト	1 列	3 2 0	
	ロアーホリゾントライト	1 台	1 0 0	
	シーリングライト	1 列	1 0 0	
	センターピンスポット	1 台	1, 0 8 0	
	スポットライト A	1 台	1 6 0	
	スポットライト B	1 台	1 0 0	
	パーライト	1 台	3 2 0	
	スタンド	1 台	1 0 0	
	カラーフィルター	1 枚	実費	
	コンバージョンフィルター	1 枚	実費	
	持込器具	1 キ ロ ワ ット	1 0 0	
	音響装置	拡声装置	1 式	1, 0 8 0
マイクロフ オン		ダイナミックマイク	1 本	5 4 0
		コンデンサーマイク A	1 本	1, 0 8 0
		コンデンサーマイク B	1 本	1, 6 2 0
ワイヤレスマイク		1 本	1, 0 8 0	
3点吊りマイク装置		1 式	1, 0 8 0	
再生機器		1 台	8 6 0	
録音機器		1 台	8 6 0	
ポータブル P A システム	1 式	5 4 0		

マルチボックス	1 台	5 4 0
ダイレクトボックス	1 台	5 4 0
マイクスタンド	1 本	1 0 0
スピーカー	1 台	5 4 0
持込器具	1 式	2 , 1 6 0

(備 考)

- 1 この表において、1 回の利用料金とは、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 1 0 時までの単位に区分したもののうち、1 つの単位当たりの利用料金をいう。
- 2 ホールを平土間の形態で使用する場合は、机 5 0 台及び椅子 1 0 0 脚を使用することができる。この場合において、追加で机及び椅子を使用する場合は、この利用料金表に定める利用料金を徴収する。
- 3 リハーサル室を使用する場合は、机 2 5 台及び椅子 5 0 脚が使用できる。この場合において、追加で机及び椅子を使用する場合は、この利用料金表に定める利用料金を徴収する。
- 4 会議室 1 を使用する場合は、机 6 台及び椅子 1 2 脚が使用できる。この場合において、追加で机及び椅子を使用する場合は、この利用料金表に定める利用料金を徴収する。
- 5 会議室 2 を使用する場合は、机 8 台及び椅子 1 6 脚が使用できる。この場合において、追加で机及び椅子を使用する場合は、この利用料金表に定める利用料金を徴収する。
- 6 利用料金の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。